

# 司法書士 最強の 模試 2023

築瀬 徳宏 著

 東京法経学院

㊤ 〈公益社団法人日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://jrcc.or.jp> / 電話：03-6809-1281〉

---

## はじめに

---

司法書士試験は、例年およそ12,700人が受験し、上位600人前後の選ばれた者のみが合格する非常に難関な試験です。

2023年の司法書士本試験は、7月2日に実施される予定となっています。

本試験直前期は、今までの学習の成果がきちんとアウトプットできるかを確認するとともに、苦手科目の発見・克服に努めなければなりません。

そこで本学院では、受験生の皆様が最新の法改正に基づいた問題演習をより実践的に行っていただけるよう、例年どおり、本書『司法書士 最強の模試2023』を発行する運びとなりました。

本書は、本試験形式の模擬試験2回分を収録した実戦問題集です。各回ともに近年の出題傾向を分析したうえで、本年度出題が予想される論点の問題を、定評ある本学院が実施した公開模試の中から良問を厳選して収録しております。

なお、本書に収録した問題・解説は、令和5年4月1日現在の施行法令に基づいております。

本試験をシミュレートした本書を通じて、今まで学習してきた事項が正確に身についているかどうかを確認するとともに、試験時間内に実力を出し切れるようトレーニングをしながら、本試験攻略の糸口をつかんでください。

結びになりますが、本書をご利用いただきました皆様が2023年7月の司法書士試験において、その実力を十分に発揮され、合格という栄冠を勝ち取られることを祈念しております。

2023年4月  
東京法経学院 専任講師  
築瀬 徳宏

# 本書の特徴と使い方

## 1 本書の特徴 ～2023年7月の司法書士本試験をシミュレート～

本書『司法書士 最強の模試2023』は、司法書士本試験と同一の形式で問題を収録した司法書士受験対策用の予想問題集です。本試験形式の模擬試験を2回分収録しております。

本書に収録した問題は、本学院でこれまでに実施した公開模擬試験の問題を中心に、本年度出題が予想される論点の問題を厳選し、再編集したものです。

各回とも本試験と同じく、午前の部（択一式35問）及び午後の部（択一式35問＋記述式2問）で構成しています。なお、本書に収録しました問題編・解説編は、令和5年4月1日現在の施行法令に基づいております。

## 2 本書の使い方

本書に収録した模擬試験は、本試験と同一の時間で解答するようにしてください。解答が終わりましたら、自己採点を行い、採点後に判明した弱点科目・論点については、問題をしっかり復習するとともに、基本書・過去問集等に戻りしっかり知識を定着させておきましょう。

### ① 試験時間及び配点

各回の試験時間及び問題の配点は下の表のとおりです。各回ともに択一式70問と記述式2問で満点が280点になります。

区分	試験時間	択一式	記述式
午前の部	2時間	1問3点（×35問＝105点満点）	—
午後の部	3時間	1問3点（×35問＝105点満点）	不動産登記・商業登記各35点満点（併せて70点満点）

※ なお、記述式問題の採点にあたりましては、各解説編の採点基準を参考にしてください。

### ② 解答用紙

各回に択一式・記述式の両方の解答用紙を掲載してあります。適宜拡大してご利用ください。なお、本試験の記述式答案用紙は、A3判の両面印刷です。

## 3 受験データ（筆記試験の合格点）

令和4年度 (2022年)	満点280点中216.5点以上が合格。午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中81点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、記述式問題については、満点70点中35.0点にそれぞれ達しない場合には、不合格になりました。
------------------	---

---

## 目次

---

過去6年（平成29年～令和4年）の 本試験択一式出題論点一覧	6
-----------------------------------	---

---

### 問題編

第1回	午前の部	20
	午後の部	56
	答案用紙	107
第2回	午前の部	118
	午後の部	154
	答案用紙	214

---

### 解説編

第1回	択一式正解番号	224
	午前の部	229
	午後の部	290
第2回	択一式正解番号	388
	午前の部	393
	午後の部	459

## 過去6年の本試験択一式出題論点一覧

平成29年 午前の部

科目	問	出題のテーマ
憲法	1	職業選択の自由
	2	財政
	3	条約
民法	4	成年被後見人と被保佐人の比較
	5	錯誤
	6	消滅時効
	7	物権的請求権
	8	不動産の物権変動
	9	占有回収の訴え
	10	地上権と地役権
	11	担保物権
	12	抵当権
	13	法定地上権
	14	根抵当権
	15	非典型担保
	16	債務不履行
	17	債権者代位権
	18	敷金
	19	不当利得
	20	婚姻と縁組における氏
	21	未成年後見
	22	遺贈の遺言と相続の遺言との異同
	23	遺留分
24	住居侵入罪	
刑法	25	正当防衛
	26	横領罪
	27	株式会社の設立
商法・会社法	28	公開会社の種類株式
	29	自己株式と自己新株予約権
	30	取締役会
	31	補欠の監査役
	32	取締役会設置会社の計算等
	33	合同会社
	34	組織変更
	35	商人（小商人、会社及び外国会社を除く）の商号

午後の部

科目	問	出題のテーマ
民事訴訟法 民事保全法 民事執行法	1	訴訟能力
	2	訴訟費用
	3	当事者の出頭
	4	確定判決の効力
	5	支払督促
	6	民事保全
	7	間接強制
司法書士法	8	司法書士の業務
供託法	9	供託物の払渡請求
	10	執行供託
	11	供託に関する書類の閲覧，事項の証明
不動産登記法	12	申請情報
	13	登記原因証明情報
	14	登記の抹消
	15	官公署の登記手続関与
	16	財産管理人等が行う登記申請
	17	書面申請における添付書類の原本還付請求
	18	登記申請に成年後見人等が関与する場合
	19	相続における不動産登記申請
	20	所有権の登記名義人が遺言を作成して死亡した場合
	21	買戻しの特約の登記
	22	地役権の登記
	23	仮処分の登記
	24	仮登記
	25	根抵当権の設定の仮登記
	26	信託の登記
	27	登録免許税
	商業登記法	28
29		商業登記における登記申請の添付書類
30		取締役会設置会社における募集株式の発行による変更の登記
31		新株予約権の登記
32		一時監査役，一時会計監査人
33		合同会社の登記
34		公告方法全般
35		一般財団法人

平成30年 午前の部

科目	問	出題のテーマ
憲法	1	プライバシーの権利
	2	法の下での平等
	3	条例制定権
民法	4	無効及び取消し
	5	代理
	6	時効の中断・停止
	7	物権的請求権
	8	即時取得の判例や効果
	9	相隣関係の判例・条文
	10	共有
	11	地役権
	12	担保物権の性質
	13	留置権
	14	抵当権の効力
	15	集合動産譲渡担保
	16	詐害行為取消権
	17	弁済
	18	契約の解除
	19	委任契約と請負契約の異同
	20	夫婦の財産関係
	21	認知
	22	遺産分割の法律関係
	23	相続人不存在
	24	文書偽造の罪
	刑法	25
26		人の生命・身体に対する罪
27		株式会社の設立
商法・会社法	28	譲渡制限株式の取得
	29	新株予約権
	30	株式会社と取締役との間の取引
	31	監査役設置会社の監査役
	32	持分会社
	33	社債管理者
	34	吸収合併
	35	場屋の主人が負う商法上の損害賠償の責任

午後の部

科目	問	出題のテーマ
民事訴訟法 民事保全法 民事執行法	1	訴訟の承継
	2	確認の訴え
	3	文書の証拠調べ
	4	簡易裁判所の訴訟手続
	5	再審
	6	民事保全
	7	執行文
司法書士法	8	司法書士又は司法書士法人の業務
供託法	9	供託の申請手続
	10	弁済供託の可否
	11	担保（保証）供託
不動産登記法	12	登記の可否
	13	各種登記の登記事項
	14	電子申請による不動産登記申請
	15	代位による登記
	16	登記申請の却下事由
	17	登記識別情報通知書及び登記完了証の交付
	18	書面による申請又は嘱託における印鑑証明書の添付
	19	登記識別情報の提供
	20	所有権の保存の登記の申請
	21	所有権の登記名義人が死亡した場合の、相続人の登記の申請
	22	賃借権の登記の申請
	23	質権の登記
	24	抵当権又は根抵当権の登記
	25	信託の登記
	26	仮登記
	27	登録免許税
	商業登記法	28
29		株式会社の設立の登記
30		募集株式の発行による変更の登記
31		種類株式の登記
32		解散後の株式会社の登記
33		吸収合併による変更の登記
34		特例有限会社の登記
35		合資会社及び合同会社の登記

令和元年 午前の部

科目	問	出題のテーマ
憲法	1	外国人の人権
	2	立法
	3	独立行政委員会の合憲性
民法	4	未成年者
	5	条件
	6	取得時効
	7	混同
	8	物権変動
	9	占有権の効力
	10	添付
	11	共有
	12	動産質権
	13	抵当権の効力
	14	抵当権の消滅
	15	集合動産譲渡担保
	16	保証
	17	債権譲渡
	18	契約の成立
	19	責任無能力者の監督義務者等の責任
	20	実親子関係
	21	養子縁組
	22	遺言
	23	特別受益
刑法	24	共同正犯
	25	放火罪
	26	名誉毀損罪
商法・会社法	27	株式会社の設立
	28	株式の分割と株式無償割当て
	29	新株予約権付社債
	30	株主による議決権の行使
	31	取締役会
	32	剰余金の配当
	33	持分会社
	34	合併
	35	商法上の仲立人

午後の部

科目	問	出題のテーマ
民事訴訟法 民事保全法 民事執行法	1	民事訴訟における管轄
	2	処分権主義
	3	口頭弁論
	4	証人尋問及び当事者尋問
	5	裁判によらない訴訟の完結
	6	仮の地位を定める仮処分命令
	7	債務名義
司法書士法	8	司法書士会
供託法	9	弁済供託の受諾
	10	供託金の払渡請求手続
	11	執行供託
不動産登記法	12	電子申請の手続
	13	相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の 登記原因証明情報
	14	農地に関する登記
	15	相続人のあることが明らかでない場合における登記
	16	権利能力なき社団と登記
	17	時効取得による登記
	18	賃借権及び地役権の登記
	19	賃借権の登記
	20	抵当権の登記
	21	根抵当権の登記
	22	抹消された登記の回復
	23	仮登記
	24	前登記事項
	25	第三者の承諾を証する情報
	26	法定相続情報一覧図
	27	機械器具目録又は工場財団目録の記録の変更の登記
	商業登記法	28
29		株式の登記
30		株主割当てによる募集株式の発行による変更の登記
31		新株予約権の登記
32		株式会社又は合同会社の資本金の額の登記
33		清算人会設置会社でない株式会社の清算人の登記
34		合名会社又は合資会社の登記
35		一般社団法人及び一般財団法人の登記

令和2年 午前の部

科目	問	出題のテーマ	
憲法	1	表現の自由	
	2	法定の手続の保障等	
	3	司法権の範囲・限界	
民法	4	不在者の財産の管理及び失踪の宣告	
	5	無権代理と相続	
	6	条件と期限	
	7	不動産の物権変動	
	8	占有	
	9	相隣関係	
	10	共有	
	11	不動産保存の先取特権	
	12	不動産質権	
	13	抵当権全般	
	14	根抵当権	
	15	譲渡担保権	
	16	保証人に対する情報提供義務	
	17	定型約款	
	18	解約手付	
	19	消費貸借契約	
	20	親権者等	
	21	成年後見制度	
	22	相続の承認及び放棄	
	23	遺言	
	刑法	24	責任
		25	未遂
		26	詐欺罪
商法・会社法	27	発起人等の責任	
	28	公開会社における募集株式の発行	
	29	取締役の任期	
	30	監査役会設置会社の会計監査人	
	31	株式会社の解散及び清算	
	32	持分会社	
	33	株式と社債との異同	
	34	吸収分割	
	35	匿名組合	

午後の部

科目	問	出題のテーマ
民事訴訟法	1	送達
	2	弁論主義
	3	争点及び証拠の整理手続の比較
	4	証拠保全
	5	既判力
民事保全法	6	保全命令
民事執行法	7	民事執行全般
司法書士法	8	司法書士の業務を行うことができない場合
供託法	9	電子情報処理組織による供託の手続
	10	弁済供託
	11	担保(保証)供託
不動産登記法	12	常に付記登記によってする登記
	13	前提登記の要否
	14	代位による登記
	15	添付情報
	16	住所を証する情報
	17	登記名義人の氏名又は住所についての変更の登記又は更正の登記
	18	持分放棄による登記
	19	相続による登記
	20	一定の期間又は期日を登記事項とする権利の登記
	21	抵当権の登記
	22	処分禁止の登記
	23	仮登記の可否
	24	単独申請に係る登記の分類
	25	審査請求
	26	利益相反行為についての承認を証する情報
	27	登録免許税
	商業登記法	28
29		株式会社の役員等の変更の登記
30		会社法上の公開会社でない株式会社における募集株式の発行による変更の登記
31		株式会社の資本金の額の変更の登記
32		解散した株式会社又は特例有限会社及び合同会社の登記の比較
33		株式会社の組織再編の登記
34		持分会社の登記
35		各種法人の登記

令和3年 午前の部

科目	問	出題のテーマ	
憲法	1	思想・良心の自由と信教の自由	
	2	経済的自由	
	3	内閣	
民法	4	成年後見制度	
	5	錯誤	
	6	消滅時効	
	7	土地の所有権又は賃借権に基づく請求権	
	8	物権変動	
	9	占有訴権	
	10	地上権又は地役権	
	11	先取特権	
	12	権利質	
	13	抵当権の効力	
	14	根抵当権	
	15	譲渡担保権	
	16	弁済	
	17	相殺	
	18	売買	
	19	賃貸借	
	20	婚姻又は離婚	
	21	親権	
	22	遺産分割等	
	23	遺言執行者	
	刑法	24	故意
		25	強盗罪
		26	盗品等に関する罪
商法・会社法	27	株式会社の設立	
	28	特別支配株主の株式等売渡請求	
	29	新株予約権	
	30	会計参与設置会社	
	31	監査等委員会設置会社	
	32	株式会社の事業譲渡等	
	33	持分会社	
	34	会社の公告	
	35	倉庫営業	

午後の部

科目	問	出題のテーマ
民事訴訟法	1	訴訟能力・法定代理
	2	期日及び期間
	3	訴訟行為の方式
	4	書証
	5	判決又は決定
民事保全法	6	保全命令全般
民事執行法	7	強制執行全般
司法書士法	8	司法書士又は司法書士法人の業務
供託法	9	供託所の管轄
	10	弁済供託
	11	供託金の利息の払渡し
不動産登記法	12	登記の申請
	13	官庁又は公署が行う登記の嘱託
	14	登記官の職権による登記の抹消
	15	登記の目的及び登記原因
	16	図面等の添付情報
	17	登記識別情報の通知
	18	所有権の移転の登記
	19	相続又は遺贈を登記原因とする所有権の移転の登記
	20	所有権の登記の抹消
	21	抵当権の設定の登記の抹消の申請
	22	根抵当権の元本確定の登記
	23	敷地権付き区分建物の登記
	24	配偶者居住権の登記
	25	不正な登記の防止
	26	仮登記の本登記に必要な登記の登録免許税
	27	登録免許税
	商業登記法	28
29		株式会社の役員等の変更の登記
30		募集株式の発行による変更の登記
31		株式会社の吸収合併による変更の登記
32		株主リスト
33		持分会社の登記
34		一般財団法人の登記
35		登録免許税

令和4年 午前の部

科目	問	出題のテーマ	
憲法	1	人格権又は人格的利益	
	2	法の下での平等	
	3	国会	
民法	4	未成年者	
	5	代理	
	6	時効の完成猶予・更新	
	7	登記を要する物権変動	
	8	即時取得	
	9	物権の得喪全般	
	10	地上権	
	11	担保物権全般の比較	
	12	法定地上権	
	13	留置権	
	14	権利質	
	15	譲渡担保権	
	16	多数当事者の債権及び債務	
	17	第三者のためにする契約	
	18	使用貸借	
	19	事務管理	
	20	身分行為に係る同意・承諾又は許可	
	21	成年後見監督人	
	22	相続欠格及び廃除	
	23	配偶者の居住の権利	
	刑法	24	因果関係
		25	強制わいせつ罪又は強制性交等罪
		26	窃盗罪
商法・会社法	27	株式会社の設立	
	28	株券発行会社	
	29	株式の担保化	
	30	株主総会又は取締役会	
	31	取締役	
	32	株式会社の計算等	
	33	持分会社全般	
	34	株式会社の組織再編等	
	35	商人の商業使用人	

午後の部

科目	問	出題のテーマ
民事訴訟法	1	訴訟告知
	2	訴訟記録の閲覧等
	3	訴えの利益
	4	当事者の出頭
	5	控訴
民事保全法	6	民事保全全般
民事執行法	7	執行文
司法書士法	8	司法書士又は司法書士法人
供託法	9	供託の申請手続
	10	弁済供託
	11	執行供託
不動産登記法	12	主登記又は付記登記によってなされる登記
	13	持分等の記録の要否
	14	申請情報の内容
	15	登記の原因
	16	不動産登記の添付情報
	17	登記識別情報を提供することができない場合
	18	代理権限証明情報
	19	登記原因についての第三者の許可、同意又は承諾を証する情報
	20	不動産登記の申請全般
	21	相続による登記全般
	22	地役権の登記
	23	抵当権の登記と質権の登記の登記事項の比較
	24	根抵当権者又は債務者につき相続が生じた場合の登記
	25	抵当権又は根抵当権の仮登記
	26	仮登記の抹消
	27	登録免許税
	商業登記法	28
29		株式に関する登記
30		株式会社の機関の変更の登記
31		会社の変更の登記等
32		株式会社の組織再編の登記
33		解散した株式会社に係る登記
34		組織変更の登記
35		一般社団法人の登記

---

# 第1回

# 問題編

---

## 午前の部

---

〈択一式〉

憲法

民法

刑法

商法・会社法

## 午後の部

---

〈択一式〉

民訴法・民保法・民執法

司士法・供託法

不動産登記法

商業登記法

〈記述式〉

不動産登記

商業登記

---

## 第1回 午前部 試験問題

### 注意点

---

- (1) 後掲の答案用紙の該当欄の記入例に従って、受験地、受験番号、氏名を必ず記入してください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、すべて多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 各試験問題の正解は、すべて一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答の訂正をする場合には、プラスチックの消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。
- (6) 答案用紙への記入は、鉛筆（B又はHB）を使用してください。
- (7) 該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (8) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その者の受験は直ちに中止され、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 本書自体又はその違法コピーの販売・購入は、著作権法違反として刑事罰の対象となりますので、それらの行為を禁じます。

第1問 次の1から5までの文章を、「もちろん、。しかし、。その意味でことを原則とし、。このようにみれば。」と並べると、基本的人権の種類に関する論述となる。に入るべき文章は、1から5までうち、どれか。

- 1 ただ、そのために必要な物的条件が欠ける場合、国家がそれを補い、それを請求し得ることを権利としたもので、そのことによって本来の自由の原理が生かされる性質のものといえよう
- 2 自由権と社会権は、その思想において基本的相違のあることも事実であるし、よって立つ価値観もかなり異なるものがある。また、その保障に際して相対立することも事実であって、特に経済活動の自由と社会権の関係は、一方を保障しようとするれば、それだけ他方が制限されるという関係にある
- 3 自由権と社会権の区別は、内容的には相対的なもので、絶対的なものではないということができる
- 4 日本国憲法は、かかる両権利を並べて保障し、調整・調和させる建前に立っている。自由権と社会権の両者を調和せしめ、両立せしめることが可能なのは、やはりこれらが究極的には同じ原理、同じ目的に立つからであろう
- 5 社会権の保障も、国家が国民の生活をすべて保障し、すべて国民がその生活を国家にゆだね、それを国家の責任にするというものではなく、あくまで個人の尊厳と自由に基づいて、個人の幸福はその個人自らの意思と責任において選択し、追求するものである

第2問 次の文章は、ある権利に関する記述であるが、文章中の（ A ）から（ E ）までに当てはまる語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうち、どれか。

憲法上、明文では（ A ）というものは規定されていないが、（ B ）によって保障される人権であるということに争いはない。

（ B ）は、直接的には思想・信条等を（ C ）の自由として規定しているが、表現行為には、その（ D ）の存在が当然予定されているから、（ B ）も当然このような権利を包含しているといえる。

殊に今日におけるマス・メディアの巨大化・独占化によって、一般国民は、（ D ）に固定されているので、（ D ）の自由、つまり、（ A ）として表現の自由を捉え直す必要がある。

ところで、（ E ）社会においては、国民に国政を判断するための十分な資料が与えられていなければならないが、この（ A ）は、（ E ）社会の根幹をなす権利として位置づけられる。この点、報道機関の報道や取材の自由の意義が、国民の（ A ）に奉仕するという点にあるということが、最高裁判所の判例でも認められている。

	（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）	（ E ）
1	プライバシーの権利	憲法第13条	表現する側	表現を受領する側	民主主義
2	知る権利	憲法第21条	表現を受領する側	表現する側	福祉主義
3	知る権利	憲法第13条	表現する側	表現を受領する側	自由主義
4	知る権利	憲法第21条	表現する側	表現を受領する側	民主主義
5	プライバシーの権利	憲法第13条	表現する側	表現を受領する側	自由主義

第3問 次の文章は、憲法第43条第1項における「代表」の意味に関する文章である。

( ) の中に後記の語句・文章群の中から適切な語句又は文章を選択して文章を完成させた場合、( A ) から ( E ) までに入る語句・文章の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうち、どれか。

憲法第43条第1項は国会議員を全国民の「代表」と規定しているが、この「代表」の意味について、( A ) という見解と、( B ) という見解がある。

まず、( A ) とは、議員はいかなる選挙方法で選ばれた者であろうと、すべてひとしく全国民の代表であり、特定の選挙人、党派、階級、団体等の代表ではないという考え方であるが、これは( C ) の考え方により整合的である。なお、この見解は、( D ) といわれている。

これに対して、( B ) とは、議会は事実上民意を忠実に反映するものでなければならないという観点から代表の観念を構成し、国民の意思と代表者の意思の事実上の類似を重視する考え方である。この見解に関しては、( ) といわれている。

なお、( A ) は( )、( B ) は( E )、それぞれ主張されてきたものである。

[語句・文章群]

- |   |                             |    |              |   |      |
|---|-----------------------------|----|--------------|---|------|
| ア | 社会学的代表                      | イ  | 政治的代表        | ウ | 法的代表 |
| エ | 中世における身分制議会での代表のあり方を否定するために |    |              |   |      |
| オ | 民主主義の発展により                  | カ  | 社会主義を肯定するために |   |      |
| キ | 「代表」とは名目だけで実質的意味を有しない       |    |              |   |      |
| ク | 議員のリコール制を認める見解に結びつきやすい      |    |              |   |      |
| ケ | 自由委任                        | コ  | 命令委任         |   |      |
| 1 | Bア                          | Dウ | Eケ           |   |      |
| 2 | Aイ                          | Bア | Dク           |   |      |
| 3 | Bウ                          | Dキ | Eカ           |   |      |
| 4 | Aイ                          | Cケ | Eオ           |   |      |
| 5 | Cコ                          | Dキ | Eエ           |   |      |

第4問 意思能力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効であり、意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったときは、その意思表示は、効力を生じない。

イ 子が意思能力を有している場合でも、法定代理人である母は、その子を代理して認知の訴えを提起することができる。

ウ 意思表示は、表意者が通知を発した後に意思能力を喪失したときは、その効力を生じない。

エ 申込者が申込みの通知を発した後に、意思能力を有しない常況にある者となった場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。

オ 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負うのが原則であるが、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

第5問 法律行為に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 代理権を有しない者が本人のためにすることを示して契約を締結した場合に、本人がその契約の相手方に対して追認を拒絶する旨を表示することは、法律行為に当たる。

イ 債権者が債務者に対してその債務を免除する旨を表示することは、法律行為に当たる。

ウ 債権者が債務者に対してあらかじめ弁済の受領を拒絶する旨を表示することは、法律行為に当たる。

エ 2人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときに、債務者の一方が相手方に対してその対当額について相殺をする旨を表示することは、法律行為に当たる。

オ 債務の消滅時効が完成する前に、債務者が債権者に対してその債務の承認をする旨を表示することは、法律行為に当たる。

- 1 アウ          2 アエ          3 イエ          4 イオ          5 ウオ

---

# 第1回

# 解説編

---

## 午前の部

---

〈択一式〉

憲法

民法

刑法

商法・会社法

## 午後の部

---

〈択一式〉

民訴法・民保法・民執法

司土法・供託法

不動産登記法

商業登記法

〈記述式〉

不動産登記

商業登記

## 第1回 択一式 正解番号一覧

### 午前の部

科目	問	出題のテーマ	正解	正誤
憲法	1	基本的人権の種類	4	
	2	知る権利	4	
	3	国民代表の意味	4	
民法	4	意思能力	1	
	5	法律行為	5	
	6	代理と使者の異同	4	
	7	物権的請求権の行使に伴う費用の負担	1	
	8	登記をしなければ対抗できない第三者	2	
	9	添付	5	
	10	共有者が単独でなしうる行為等	2	
	11	地役権	4	
	12	留置権	3	
	13	不動産賃貸の先取特権	3	
	14	抵当建物使用者の引渡しの猶予の制度	2	
	15	根抵当権	1	
	16	損害賠償額の予定	1	
	17	詐害行為取消権	5	
	18	死因贈与と遺贈の異同	5	
	19	賃貸借	4	
	20	離婚による慰謝料と財産分与の関係	2	
	21	普通養子	4	
	22	包括遺贈と特定遺贈の異同	4	
	23	遺留分	1	
刑法	24	正当防衛と緊急避難の異同	3	
	25	同時犯	4	
	26	名誉毀損罪と侮辱罪の保護法益	2	
商法・会社法	27	設立時募集株式の発行と会社成立後の募集株式の発行との異同	3	
	28	株式の共有	4	
	29	株式と新株予約権との異同	3	
	30	株式会社の役員等の任期	1	
	31	取締役会と株主総会の異同	4	
	32	株式会社と合同会社の比較	3	
	33	株主総会と社債権者集会の異同	1	
	34	株式会社の組織再編行為	4	
	35	商行為総則	1	

午後の部

科目	問	出題のテーマ	正解	正誤
民事訴訟法	1	処分権主義・弁論主義	1	
	2	弁論準備手続と書面による準備手続との比較	2	
	3	証拠	4	
	4	相殺の抗弁	5	
	5	少額訴訟	1	
民事保全法	6	占有移転禁止の仮処分命令	2	
民事執行法	7	強制執行に対する不服申立て	5	
司法書士法	8	司法書士の欠格事由	2	
供託法	9	供託物払渡請求書の添付書類	5	
	10	受領不能を理由とする弁済供託	5	
	11	権利供託・義務供託全般	4	
不動産登記法	12	登記記録等の保存期間	1	
	13	電子情報処理組織を使用する方法の可否	5	
	14	登記識別情報の失効の申出	1	
	15	前住所通知	5	
	16	登記上の利害関係を有する第三者の承諾証明情報	3	
	17	添付情報の省略・援用	5	
	18	胎児名義の登記	4	
	19	建物のみに関する旨の記録が付記される登記	2	
	20	持分放棄による登記	5	
	21	譲渡担保の登記	2	
	22	事業用定期借地権の登記	5	
	23	抵当権者が連帯債務者のうちの1名に対する債権を譲渡した場合の登記	2	
	24	根抵当権の確定期日の廃止の登記	2	
	25	共同抵当権・共同根抵当権の登記	1	
	26	信託の登記	1	
	27	仮登記	3	
	商業登記法	28	登記官の職権による登記	2
29		資本金の額の計上に関する書面	4	
30		株式会社の設立の登記の申請書の添付書面	4	
31		取得請求権付株式等の取得と引換えにする株式等の発行の登記	3	
32		株式の併合による変更の登記	1	
33		代表取締役の登記	4	
34		株式会社と合同会社の資本金の額の登記の異同	2	
35		持分会社の解散・清算の登記	3	

---

## 「司法書士 最強の模試 2023」の解説編における表記・略称

---

本書の解説編における表記・略称は下記のとおりですので、解説編を読まれるときには、本項を参照してください。

### 解説編における表記（略記）

※ 解説編においては、原則として下記の表記（略記）といたしました。

#### 1. 判例

まず裁判所名と判決・決定の別を、つづけて、年月日を略記いたしました。

- (例) 大判 = 大審院判決  
最決 = 最高裁判所決定  
最大判 = 最高裁判所大法廷判決  
東京高判 = 東京高等裁判所判決  
〔昭和41・4・20 = 昭和41年4月20日〕

#### 2. 先例

まず年月日を、つづけて通達・回答・認可等の別をその番号とともに下記のように略記いたしました。

- (例) 平成2・12・25民四5666号通達  
昭和37・10・12民甲2927号回答  
昭和38・5・25民甲1570号認可

#### 3. 条文

本文かっこ書きの法条数については、条数はアラビア数字によって、項数はローマ数字によって、号数は丸囲みの数字によって略記いたしました。

- (例) 〔(民111 I ①) = 民法111条1項1号〕

## 解説編における主な法令等の略称 (五十音順)

法令名	本文中の表記
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	(一般法人○)
会社計算規則	(会計規○)
会社更生法	(会更○)
会社法	(会○)
会社法施行規則	(会施規○)
各種法人等登記規則	(法登規○)
家事審判規則	(家審規○)
家事審判法	(家審○)
仮登記担保契約に関する法律	(仮登記担保○)
行政事件訴訟法	(行訴○)
行政手続法	(行手○)
行政不服審査法	(行服○)
供託規則	(供託規○)
供託事務取扱手続準則	(供託準○)
供託法	(供託○)
刑法	(刑○)
憲法	(憲○)
国税通則法	(国通○)
戸籍法	(戸○)
国家賠償法	(国賠○)
司法書士法	(司書○)
司法書士法施行規則	(司書規○)
借地借家法	(借地借家○)
商業登記規則	(商登規○)
商業登記等事務取扱手続準則	(商登準則○)
商業登記法	(商登○)
商法	(商○)
租税特別措置法	(租特○)
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	(滞調○)
建物の区分所有等に関する法律	(区分所有○)
電子公告規則	(公告規○)
登録免許税法	(登録税○)
農地法	(農地○)
破産法	(破○)
非訟事件手続法	(非訟○)
不動産登記規則	(不登規○)
不動産登記事務取扱手続準則	(不登準則○)
不動産登記法	(不登○)
不動産登記令	(不登令○)
民事執行法	(民執○)
民事訴訟法	(民訴○)
民事保全法	(民保○)
民法	(民○)
利息制限法	(利息○)

※上記以外にも略称で表記している法令がありますのでご注意ください。

## 第1回 午前部 解説

## 憲法

## 第1問 正解 4

## テーマ 基本的人権の種類

- (1) 設問文章は、問題文に「基本的人権の種類に関する論述」となるとあるので、肢の文章から特に自由権と社会権の相違・関係・区別といった内容をテーマとするものと分かる。
- (2) 本問のような文章組換問題については、「しかし」「ところが」等の逆接の接続詞や「ところで」「さて」等の話題の転換を示す接続詞に着目して、ブロック分けをし、次に、肢の内容によるグループ分けをして、ブロック分けに対応させてアプローチするのが受験テクニックである。
- (3) まず、Aに入る文章を検討すると、「ただ、そのため」とある1と「かかる両権利」とある4は、他の前提となる文章が必要であるので、Aには入らないと判断できる。
- (4) そして、「もちろん、A。しかし、B…」との流れから、Aには、B以下とは異なる結論を導くような文章が入るといえる。この点、他の記述が自由権と社会権とを調和・両立が可能としているのに対し、2のみが両者の相違を指摘しその保障に際して相対立するとしているので、Aには「2」が入ると判断できる。これは、「もちろん」と「…事実であるし…事実であって」とのつながりからも適切であると確認できる。
- (5) 次に、1に「そのために必要な物的条件が欠ける場合、国家がそれを補い、それを請求できることを権利とした」とあることから、1の前には、国民個人の何らかの実現に向けた活動を意味する文章が入るといえる。この点、5が、社会権の保障も「国家の責任にするというものではなく」「幸福は個人自らの意思と責任において選択、追求するもの」としているので、「5→1」と並ぶものと判断できる。
- (6) そして、5→1は、個人自らによることを原則としつつ、例外的な場合に国家がそれを補うという、原則→例外の関係にあるといえるので、「Cことを原則とし、D。」に入ると判断できる。
- (7) Bは、自由権と社会権の相違を指摘しその保障に際して相対立するとする2に「しかし」でつながることから、2と対立する内容の記述が入り、かつ、「その意味で」に続く5→1の文章を導くにふさわしい文章が入るといえるので、「4」が適切であるといえる。
- (8) Eには残る「3」が入ることになるが、「このようにみれば」とあることから、Eには結論を示す文章が入るところ、「自由権と社会権の区別は…絶対的なものではない」とする3は、これまでの論述の結論としてふさわしく、適切であると確認できる。
- (9) 以上の検討に従い、設問文章を完成させると、下記のようなになる。
- もちろん、「A：2」自由権と社会権は、その思想において基本的相違のあることも事実であ

るし、よって立つ価値観もかなり異なるものがある。また、その保障に際して相対立することも事実であって、特に経済活動の自由と社会権の関係は、一方を保障しようとするれば、それだけ他方が制限されるという関係にある。しかし、「B : 4」日本国憲法は、かかる両権利を並べて保障し、調整・調和させる建前に立っている。自由権と社会権の両者を調和せしめ、両立せしめることが可能なのは、やはりこれらが究極的には同じ原理、同じ目的に立つからであろう。その意味で「C : 5」社会権の保障も、国家が国民の生活をすべて保障し、すべて国民がその生活を国家にゆだね、それを国家の責任にするというものではなく、あくまで個人の尊厳と自由に基づいて、個人の幸福はその個人自らの意思と責任において選択し、追求するものであることを原則とし、「D : 1」ただ、そのために必要な物的条件が欠ける場合、国家がそれを補い、それを請求し得ることを権利としたもので、そのことによって本来の自由の原理が生かされる性質のものといえよう。このようにみれば「E : 3」自由権と社会権の区別は、内容的には相対的なもので、絶対的なものではないといえることができる。

上記の解説より、には順にA : 2, B : 4, C : 5, D : 1, E : 3と入るので、4が正解となる。

**第2問 正解 4****テーマ 知る権利**

- (1) 現代においては、従来それ自体としては一個の権利としてとりあげられることのなかった「知る権利」が、独自の重要な権利としてクローズ・アップされている。
- (2) その要因としては、設問の文章で述べているように一つは新聞・放送などのマス・メディアの巨大化・独占化であり、もう一つは国家への情報の集中と国家秘密の増大をあげることができる。後者については、住民基本台帳のネットワークシステム導入の際にされた議論を思い出していただきたい。
- (3) そこで、表現の自由を国民の知る権利という観点から捉え直すと、ただ単に情報の受領を妨げられないとする「自由権的側面」にとどまることなく、国民の知る権利を充足するため国家に対して情報の開示を求める権利としての「請求権的側面」をも有することになる。

**(4) 知る権利の意義**

- ① 「知る権利」とは、表現された結果・情報等を受領する自由である。従来、表現の自由は、意見・情報を発表する自由、つまり、送り手の自由の問題とされていたが、情報化の進んだ現代にあつては、送り手の自由のみならず、受け手の自由も加味して、表現の自由が再構成されている。
- ② 知る権利がクローズアップされてきた背景が、マス・メディアの巨大化・独占化と国家への情報の集中と国家秘密の増大にあることから、知る権利は、一方で、マス・メディアに対して主張され、他方で、国家の有している情報に対して主張される。
- ③ 報道機関の報道の自由と国民の知る権利に関して、判例（最大決昭和44・11・26）は、民主主義が十全に機能するためには、国民に国政に関する情報が十分に与えられていなければならないから、報道機関の報道の自由も、国民の知る権利に奉仕するという観点から、憲法第21条の保障の下にあると判示している。

**(5) 知る権利の法的性質**

- ① 知る権利も、「国家からの自由」という伝統的な自由権であることに問題はない。
- ② また、前記の判例も認めているように、民主主義社会において、国民に国政に関する情報を与えるという参政権的側面も有している。
- ③ さらに、積極的に政府情報等の公開を要求できる権利であり、請求権的側面も有している。ただし、この請求権的側面については、知る権利を直接の根拠として、政府等に対して情報の開示を求めることはできないと解されている。それを認めると、個人情報流出するなどプライバシーを侵害するおそれがあるからである（住民基本台帳のネットワークシステム化に伴い、個人情報保護法の制定が急がれたのもかかる事情による）。
- ④ したがって、政府情報の開示請求が認められるためには、具体的立法を必要とする。近時、各地方自治体において、情報開示条例が制定されるに至ったのも、かかる経緯によるもので

ある。

- (6) 以上の検討を前提にして、設問文章中の（ ）内に適切な語句を挿入して文章を完成させると、以下のとおりとなる。

憲法上、明文では（A：知る権利）というものは規定されていないが、（B：憲法第21条）によって保障される人権であるということに争いはない。

（B：憲法第21条）は、直接的には思想・信条等を（C：表現する側）の自由として規定しているが、表現行為には、その（D：表現を受領する側）の存在が当然予定されているから、（B：憲法第21条）も当然このような権利を包含しているといえる。

殊に今日におけるマス・メディアの巨大化・独占化によって、一般国民は、（D：表現を受領する側）に固定されているので、（D：表現を受領する側）の自由、つまり、（A：知る権利）として表現の自由を捉え直す必要がある。

ところで、（E：民主主義）社会においては、国民に国政を判断するための十分な資料が与えられていなければならないが、この（A：知る権利）は、（E：民主主義）社会の根幹をなす権利として位置づけられる。この点、報道機関の報道や取材の自由の意義が、国民の（A：知る権利）に奉仕するという点にあるということが、最高裁判所の判例でも認められている。

- (7) 以上により、文章中の（ ）に当てはまるのは、順に、（A）「知る権利」、（B）「憲法第21条」、（C）「表現する側」、（D）「表現を受領する側」、（E）「民主主義」となるから、4が正解となる。

上記の解説より、文章中の（ ）には、順に、（A）「知る権利」、（B）「憲法第21条」、（C）「表現する側」、（D）「表現を受領する側」、（E）「民主主義」が入るので、4が正解となる。

## 第3問 正解 4

## テーマ 国民代表の意味

- (1) 憲法第43条第1項の「代表」の意味については、下記のように「政治的代表」と「社会学的代表」の他に「法的代表」という考え方があるが、本問は「政治的代表」と「社会学的代表」に関して述べている文章である。
- ① **法的代表**：民法上の代理と同義に考える概念で、選出母体の意思に従って行動することが義務付けられている。中世の身分制議会はこのような「代表」であった。
  - ② **政治的代表**：「代表者」の意思が国民の意思であると考えた代表概念である。自由委任に整合的な考え方であり、立憲政の初期において、特に①の代表概念を否定するために主張された。
  - ③ **社会学的代表**：選挙により表明される意思を国会にできるだけ忠実に反映させようとする代表概念である。民主主義の発展により、このような概念が主張されるようになった。
- (2) まず、「政治的代表」とは、当選した議員は国民の代表であり、特定の選挙人等の代表ではないという意味での代表である。この考え方によると、議員は選出母体である選挙区の選挙人の具体的・個別的な指令に拘束されず、自己の信念に基づいて表決することができる（自由委任）ということになる。なお、自由委任とは反対に選出母体の意思に従うことを求める考え方を「命令委任」と呼ぶ。
- (3) また、「政治的代表」は、国民は代表機関を通じて行動し、代表機関は国民意思を反映するものとみなされるという趣旨の政治的意味であるが、議員の行動をすべて国民の意思として説明してしまうものであり、議員は国民を代表するとされながら、実際には民意に拘束されず、国民の意思と議員の意思との一致が要求されない。そのため、「代表」とは名目的なものであって、「代表」であることの実質的意味がないとの批判がなされている。
- (4) したがって、( A )にはイの「政治的代表」が、( C )にはケの「自由委任」が、( D )にはキの「代表」とは名目だけで実質的意味を有しない」が、それぞれ入る。
- (5) 次に、「社会学的代表」とは、国民の意思と代表者の意思の事実上の類似が重視されなければならないという考え方である。つまり、選挙民の意思と議員の意思・行動ができるだけ一致していることを要求する考え方であるといえるから、これによると、選挙民の意思に反する行動をとる議員が「代表」として不適切であるとの考え方を前提とするリコール制を認めるという結論を導きやすい。
- (6) したがって、( B )にはアの「社会学的代表」が入り、第3段落の2番目の( )にはクの「議員のリコール制を認める見解に結びつきやすい」が、それぞれ入る。
- (7) 最後の第4段落についてであるが、中世の身分制議会においては、代表は各身分の利益を代弁するものであり、その意思に拘束されていた。よって、近代議会を構築するにあたっては、まず、選出母体から独立して自由に意思決定ができることが重要視され、選出母体の意思に拘

束されない「政治的代表」の考え方が主張された。また、民主主義の発展によって主張されるのは、国民の意思と権力者の意思が一致することを要求する見解である。よって、そのような趣旨の代表観は「社会学的代表」であるので、第4段落の2番目の（ ）にはエの「中世における身分制議会での代表のあり方を否定するために」が、（ E ）にはオの「民主主義の発展により」が、それぞれ入る。

- (8) なお、「法的代表」とは、「代表」の意味について、代表機関の表明する意思が、法的に代表される国民の意思とみなされるという趣旨の法的な意味であるとする考え方である。
- (9) 以上の検討を前提にして、設問文章中の（ ）内に適切な語句を挿入して文章を完成させると、以下のとおりとなる。

憲法第43条第1項は国会議員を全国民の「代表」と規定しているが、この「代表」の意味について、（A：イ政治的代表）という見解と、（B：ア社会学的代表）という見解がある。

まず、（A：イ政治的代表）とは、議員はいかなる選挙方法で選ばれた者であろうと、すべてひとしく全国民の代表であり、特定の選挙人、党派、階級、団体等の代表ではないという考え方であるが、これは（C：ケ自由委任）の考え方により整合的である。なお、この見解は、（D：キ「代表」とは名目だけで実質的意味を有しない）といわれている。

これに対して、（B：ア社会学的代表）とは、議会は事実上民意を忠実に反映するものでなければならないという観点から代表の観念を構成し、国民の意思と代表者の意思の事実上の類似を重視する考え方である。この見解に関しては、（ク議員のリコール制を認める見解に結びつきやすい）といわれている。

なお、（A：イ政治的代表）は（エ中世における身分制議会での代表のあり方を否定するために）、（B：ア社会学的代表）は（E：オ民主主義の発展により）、それぞれ主張されてきたものである。

上記の解説より、文章中の（ ）には、順に、Aイ、Bア、Cケ、Dキ、Eオが入るので、4が正解となる。

著者紹介 **築瀬徳宏** (やなせ・とくひろ)

東京法経学院司法書士講座専任講師。短期合格を実現するための独自指導法を確立し、「築瀬式最速合格法」と呼ばれる。本学院名古屋校通学講座「全日制・答練」の講義、通信教育「最短合格講座」をはじめとして、多数の講座を担当。

#### 【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問および正誤のお問合せ以外の書籍に関する解説につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 【ご送付先】

〒162-0845  
東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F  
東京法経学院  
「司法書士 最強の模試2023」編集係 宛  
FAX：03-3266-8018

## 司法書士 最強の模試 2023

令和5年3月19日 初版発行

著者 築瀬徳宏  
発行者 立石寿純  
発行所 東京法経学院  
〒162-0845  
東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F  
TEL 03-6228-1164（代表）  
FAX 03-3266-8018  
郵便振替口座 00120-6-22176

不許複製  
版權所有

\*乱丁、落丁の場合はお取り替えいたします。

印刷・製本／株式会社ワコー

ISBN978-4-8089-1618-3